

# 日田材を使って

## 店舗等の新築・リフォームをしよう

施工する場所が日田市外の場合も補助対象となります



木材は、材料製造時の炭素放出量が少ない省エネ材料です。また、木材の乾燥重量の約半分は炭素(C)で、空気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を吸収し貯蔵しており、温暖化の抑制につながります。

木質化

C C 炭素貯蔵 C C

### 店舗等 最大 50万円

物販・飲食等の店舗、旅館・ホテルなどで内外装(床、壁、天井等)を日田材で15㎡以上木質化する際の内外装木質化工事にかかる工事費の1/2を補助

※構造材は対象となりません。

さらに新築において構造が木造軸組工法であれば5万円を上記補助額に加算

### 公共的施設等 最大 100万円

病院、保育園・幼稚園、福祉施設、公共交通機関の旅客施設などで内外装(床、壁、天井等)を日田材で30㎡以上木質化する際の内外装木質化工事にかかる工事費の2/3を補助

※構造材は対象となりません。

### 工作物等(公共的施設等に限る) 最大 10万円

病院、保育園・幼稚園、福祉施設、公共交通機関の旅客施設などに設置する東屋、ベンチなどの工作物の木工事にかかる工事費の2/3を補助

補助対象の各工事費には、内外装木質化工事、木工事のための下地調整及び木材への塗装を含みます

#### ■ 補助要件等

- ①木材使用量のおおむね80%以上が日田材であること
- ②日田市内の業者が施工すること
- ③着工前(契約前)であること(補助金交付決定後に工事契約締結)
- ④国、県及び市の他の補助金を受けていないこと
- ⑤年度内に完成すること
- ⑥完成後は日田材の普及啓発に努めること(啓発看板の掲示等)
- ⑦市民や観光客など不特定多数の利用が見込まれる施設や空間であること

その他条件がございますので詳しくは下記申請先へ事前にお問い合わせください

(事務室などバックヤード部の工事は対象外)

#### ■ 申請書類

実施計画書、位置図、工事見積書、設計図、現況写真、木材明細書(使用する木材の材積がわかる書類)、市税の滞納のない証明書、上下水道の納入証明書(市役所5階上下水道局にて発行)、建築確認済証(建築確認が必要な場合に限る)

※予算がなくなり次第締めきります

○申請先・お問い合わせ

日田市役所

林業振興課 林業振興課係

電話 0973-22-8362



HITA  
Forestry Promotion Division